

## 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 9 月 28 日（金）第2842号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2， 650 円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規	則	
○鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（※）		（雇用労政課取扱い） 1
○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）		（会計課取扱い） 6
告	示	
○鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱及び鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱（※）		（会計課取扱い） 7

## 規 則

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第57号

鹿児島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職業訓練手当支給規則（昭和41年鹿児島県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「除き」を「除き，」に，「又は職場適応訓練」を「，認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項の認定職業訓練をいう。以下同じ。）又は職場適応訓練」に改め，同項第4号中「当該」を「，当該」に改め，同項第4号の2中「激甚災害地域」を「激甚な災害を受けた地域」に改める。

第4条第1項中「及び」を「，認定職業訓練及び」に改め，同条第2項中「公共職業訓練」を「職業訓練」に改める。

第11条の見出し中「決定」を「申請及び認定等」に改め，同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

訓練手当の支給を受けようとする者（職場適応訓練を受ける者を除く。）は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

第11条第1項に次の1号を加える。

(3) 認定職業訓練を受ける者 訓練手当受給資格認定申請書（別記第1号様式及び別記第1号様式の2）

第11条第2項中「有するもの」を「有する」に改め，「公共職業訓練を行う施設の長を経由して」を削り，「別記第3号様式」の次に「。以下「認定書」という。」を加え，同条第3項中「第73号」の次に「。以下「適応訓練規則」という。」を加え，「有するもの」を「有する」に改め，同条に次の2項を加える。

4 前2項の規定により受給資格を有すると認定された者は，第1項の申請書又は適応訓練規則第4条第1項に規定する訓練申込書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は，速やかに，知事に訓練手当受給資格認定申請書等記載事項変更届出書（別記第3号様式の2。以下「変更届出書」という。）を提出しなければならない。この場合において，第2項の規定により受給資格を有すると認定された者は，認定書を併せて提出しなければならない。

5 知事は、前項後段の規定による提出があつた場合には、認定書に必要な改訂を行った上、これを当該支給対象者に返付するものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

（書類の経由）

第11条の2 前条第1項の規定により知事に提出する申請書（公共職業訓練に係るものに限る。）は、当該公共職業訓練を行う施設の長を経由して提出しなければならない。

2 知事は、公共職業訓練に係る前条第2項の認定書を交付するときは、当該認定に係る公共職業訓練を行う施設の長を経由して行うものとする。

3 前条第4項の規定により知事に提出する変更届出書は、当該変更届出書が公共職業訓練に係るものである場合にあっては当該公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練に係るものである場合にあっては当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長を経由して提出しなければならない。

第12条第1項中「前条第2項」を「第11条第2項」に、「資格」を「受給資格」に、「ものと認定された者」を「と認定されたもの」に、「その者」を「、その者」に改め、同条第4項中「前条第2項」を「第11条第2項」に、「資格」を「受給資格」に、「者が」を「ものが」に、「（別記第4号様式の2）を」を「に職業訓練実績表を添えて」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「職業能力開発促進センターで訓練」を「国又は市町村が設置する公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法第16条第4項の規定により県が国からその運営を委託された障害者職業能力開発校を除く。）において公共職業訓練」に、「前条第2項」を「第11条第2項」に、「資格」を「受給資格」に、「ものと認定された者」を「と認定されたもの」に改め、「（別記第4号様式）」及び「（別記第5号様式）」を削り、「職業能力開発促進センターの」を「当該公共職業能力開発施設の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第3項」を「第11条第3項」に、「資格」を「受給資格」に、「ものと認定された者」を「と認定されたもの」に改め、「（別記第4号様式）」を削り、「添え」を「添えて」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 認定職業訓練を受ける者で第11条第2項の規定により受給資格を有すると認定されたものが訓練手当の支給を受けようとする場合は、毎月5日までに前月分の訓練手当に係る請求書（別記第4号様式）を知事に提出するものとし、訓練手当は毎月15日までに前月分を支給するものとする。

別記第1号様式中「：女」を「・女」に、

「	公共職業訓練	職場適応訓練	を
」			
「	公共職業訓練 ・ 認定職業訓練		に
」			

改める。

別記第3号様式中「職業訓練手当受給資格認定書」を「訓練手当受給資格認定書」に改め、同様式注意2中「及び第1号様式の2」を「から別記第1号様式の3まで」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。



別記第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第12条関係)

その 1 (認定職業訓練用)

請 求 書

鹿児島県知事 殿

年 月 日

住所

氏名

印

年 月分の訓練手当を次のとおり請求します。

支 給 申 請 内 容	訓 練 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	訓 練 が 行 わ れ な か っ た 日 数		日
	訓 練 を 受 け な か っ た 日 数		日
	① や む を 得 な い 理 由 に よ る 日 数		日
	① の う ち 疾 病 又 は 負 傷 に よ り 連 続 し て 14 日 を 超 え た 日 数		日
	② や む を 得 な い 理 由 の な い 日 数		日
	訓 練 を 受 け た 日 数		日
添 付 書 類 (やむを得ない理由の証明書等)	家 族 と 別 居 し て 寄 宿 し て い な い 日 数		日
	□ 医 師 の 診 断 書 等 □ 遅 延 証 明 書 等 □ そ の 他 ( )		
手 当 内 訳	基 本 手 当	日 数	日
		日 額	円
		金 額	円
受 講 手 当	日 数	日	
	日 額	円	
	金 額	円	
通 所 手 当	日 数	日	
	月 額	円	
	金 額	円	
寄 宿 手 当	日 数	日	
	月 額	円	
	金 額	円	
合 計	額	円	
当 月 請 求	額	円	
保 留	額	円	

職業訓練を行う施設による受講証明

右のカレンダーに該当する印を付けてください。

(1) 職業訓練が行われなかった日 =印 (取消線)

(2) 職業訓練を受けなかった日 ×印

月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

特 記 事 項

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職業訓練を行う施設の所在地

職業訓練を行う施設の長の職氏名

印

その2（職場適応訓練及び公共職業訓練（県内）用）

請 求 書

鹿児島県知事 殿

年 月 日

住所

氏名

印

年 月分の訓練手当を次のとおり請求します。

手 当 の 種 類	日 数	日額又は 月額	金 額	備 考
	日	円	円	
	日	円	円	
	日	円	円	
	日	円	円	
	日	円	円	
	日	円	円	
計			円	

その 3 (公共職業訓練 (県外) 用)

請 求 書

鹿児島県知事 殿

年 月 日

住所  
氏名

印

年 月 分の訓練手当を次のとおり請求します。

支 給 申 請 内 容	訓 練 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
	訓練が行われなかった日数		日	
	訓練を受けなかった日数		日	
	①やむを得ない理由による日数		日	
	①のうち疾病又は負傷により 連続して14日を超えた日数		日	
	②やむを得ない理由のない日数		日	
	訓練を受けた日数		日	
	家族と別居して寄宿していない日数		日	
	添 付 書 類 (やむを得ない理由の証明書等)	<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 遅延証明書等 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	手 当 内 訳	基 本 手 当	日 数	日
日 額			円	
金 額			円	
受 講 手 当		日 数	日	
		日 額	円	
		金 額	円	
通 所 手 当		日 数	日	
		月 額	円	
		金 額	円	
寄 宿 手 当		日 数	日	
		月 額	円	
		金 額	円	
合 計 額			円	
当 月 請 求 額			円	
保 留 額			円	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 職業訓練を行う施設の所在地 職業訓練を行う施設の長の職氏名 <span style="float:right">印</span>				

別記第 4 号様式の 2 を削る。

附 則

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第58号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則 (昭和62年鹿児島県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第68条第 3 項中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に改める。

第74条第1項第11号中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

別記第65号様式その2備考2中「すべての」を「全ての」に改め、同様式その4その(3)附表中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第1090号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱及び鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成24年9月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱及び鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

(鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正)

第1条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に改め、同条第2項中「当該」の次に「資金の」を加える。

(鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正)

第2条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に改め、「により」の次に「当該送金小切手を」を加え、同条第2項中「当該」の次に「資金の」を加える。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。